

# 市民参加実施予定シート

**予 定**  
令和2年10月1日時点

担当課( 市民税課 )

## 1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	流山市入湯税条例の制定について	市が考える 市民等への影響	メリット 市税の適正かつ公平な執行を行うことができる。
正式名称	流山市入湯税条例の制定について		デメリット 特になし。
概要	令和2年度中に当市に鉱泉浴場(温泉法にいう温泉)が開業予定であることから、鉱泉浴場所在の地方団体として、入湯税の賦課徴収について定めるものである。		

### (1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1)軽易なもの
(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2)緊急に行わなければならないもの
(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	入湯税の賦課については、地方税法第701条により鉱泉浴場所在の市区町村は入湯税を課すものとされており議論の余地はない。また、税率は地方税法上の標準税率を採用し、申告・徴収方法についても法に定められた基準により行うものである。 また、本条例第3条に規定している課税免除については法にその基準はないが、課税の免除規定であり市民に労力や負担を求めるものではないため、市民参加条例第5条第1項第4号の「市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃」には該当しないと判断した。 以上により市民参加手續を行わないものとした。
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

### (2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)				
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施				

### (3)市民参加のスケジュール(予定)

令和 年度		令和 年度											令和 年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

## 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由